

# 第三者機関の整備と発注者支援について

資料6

<p>入札契約手続の流れ</p>	<p>有資格者名簿作成</p>	<p>調達方法選定</p>	<p>競争参加条件設定</p>	<p>公告</p>	<p>競争参加資格審査</p>	<p>入札</p>	<p>総合評価</p>	<p>落札</p>	<p>契約</p>	<p>監督</p>	<p>検査</p>	<p>工事成績評定</p>	<p>指名（競争参加） 停止</p>
<p>発注者支援</p>	<p>調達方法の選定、発注書類の作成等に係る補助業務、情報提供</p>	<p>技術審査等に係る補助業務</p>	<p>技術提案の審査等に係る補助業務</p>	<p>実施ガイドラインの作成・普及</p>	<p>技術提案の評価項目、基準等の審査</p>	<p>監督・検査の補助業務</p>	<p>実施要領・基準の標準化</p>	<p>工事成績評定に係る補助業務</p>	<p>実施要領・基準の標準化</p>	<p>公契連モデルの活用</p>	<p>工事成績評定の審査</p>	<p>苦情・紛争処理（裁定）</p>	<p>苦情・紛争処理（裁定）</p>
<p>透明性・公正性の確保（第三者機関の機能・役割）</p>	<p>苦情・紛争処理（裁定）</p>	<p>紛争審査会</p>	<p>入札・契約の運用状況等の監視・意見具申</p>	<p>入札談合行為の監視</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

## ・発注者支援のための措置

### 1. 問題の所在

発注者として求められる発注関係事務を適切に実施できるよう、特に、技術力や体制が脆弱な地方自治体に対して、必要な支援を行う必要がある。

### 2. 具体的措置

国と地方公共団体の連携強化(技術者育成研修等への受け入れ、アドバイス、情報提供等)

支援主体の育成

・一定の要件を満たした機関や技術者の育成の観点から国土交通省と地方自治体とで連携し法人や個人の認定等を試行的に実施。

・支援主体の認定・登録、資格付与等の制度の在り方の検討。

体制が脆弱な市町村への国・都道府県からの支援

## ・公正性・透明性の確保のための措置(第三者機関の整備等)

### 1. 問題の所在

総合評価の拡充や工事成績の競争参加条件への反映等を進める上で、従前以上にこれら入札契約業務の透明性・公正性を確保する措置を講じる必要がある。

### 2. 具体的措置

#### (1) 総合評価等

(現状)

- ・総合評価の実施時には、学識経験者の意見聴取。(地方自治法、品確法基本方針)
- ・一方で、発注者側による聴取された学識経験者の意見の取扱いについては、明確な定めがなく、発注者自らの判断で処理。
- ・体制が脆弱な地方自治体では、評価業務の実施や第三者の意見聴取そのものが負担。

## 公正性の確保

技術提案の評価項目、評価基準等についての学識経験者等第三者の意見を適切に反映するための方策の普及

## 透明性の確保

総合評価等の内訳を含む結果の公表の促進

- これらの推進方策
- これらを適正化指針において明確化。
- 国、都道府県の設置機関の活用、市町村による共同設置・利用の推進(第三者機関の設置・活用マニュアルの策定)
- 評価結果の公表の具体的指針の策定

## (2) 苦情紛争処理体制の強化・拡充

(現状)

- 適正化指針において、第三者機関による競争参加資格審査、入札、工事成績評定に係る苦情処理は位置付けられているが、総合評価、指名停止に係るものは位置付けられていない。
- また、体制が脆弱な地方自治体では、苦情処理要領の作成や苦情処理のための第三者機関の設置が進んでいない。

## 苦情処理の対象範囲の拡大

入札参加者に対する多段階審査、技術提案に対する審査・評価、指名停止等に係る苦情の適切な処理の徹底

再苦情処理、紛争処理のための第三者機関の設置の促進

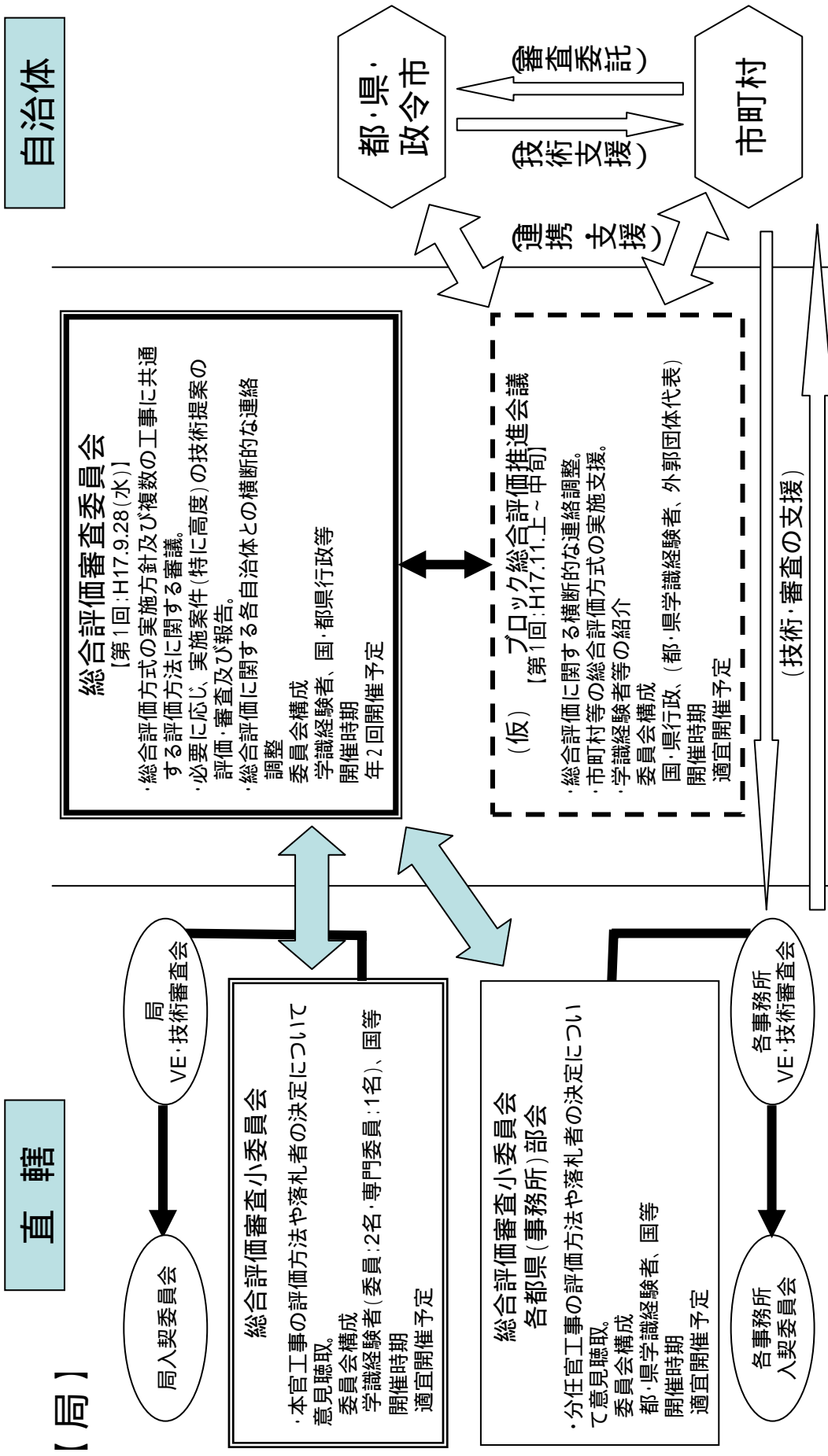
## これらの推進方策

- これらを適正化指針において明確化。
- 国、都道府県の設置機関の活用、市町村による共同設置・利用の推進(第三者機関の設置・活用マニュアルの策定)
- 各発注者共通の苦情処理要領の策定
- 入札契約適正化法に基づく要請
- 苦情・紛争処理の制度化の検討

## (3) その他の事項についての第三者機関の活用のあり方についての検討

# 国土交通省における総合評価審査委員会の概要 (関東地方整備局の例)

関東地方整備局における総合評価審査委員会は、総合評価の実施方針を審査する「総合評価審査委員会」と、個別工事に係わる審査を行う「総合評価審査小委員会」から構成される。



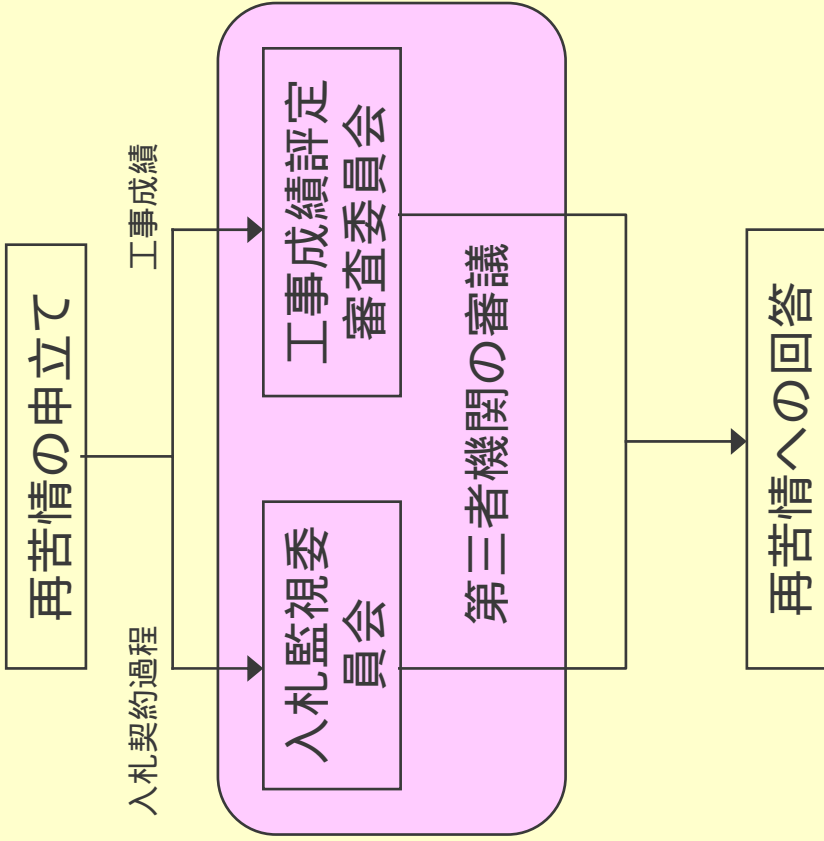
# 国土交通省直轄工事における苦情処理の仕組み

入札契約適正化法に基づき策定された適正化指針において、入札及び契約の過程や工事成績評価に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備することとされたこと等を踏まえ、地方整備局等が実施する苦情の処理のための制度を構築

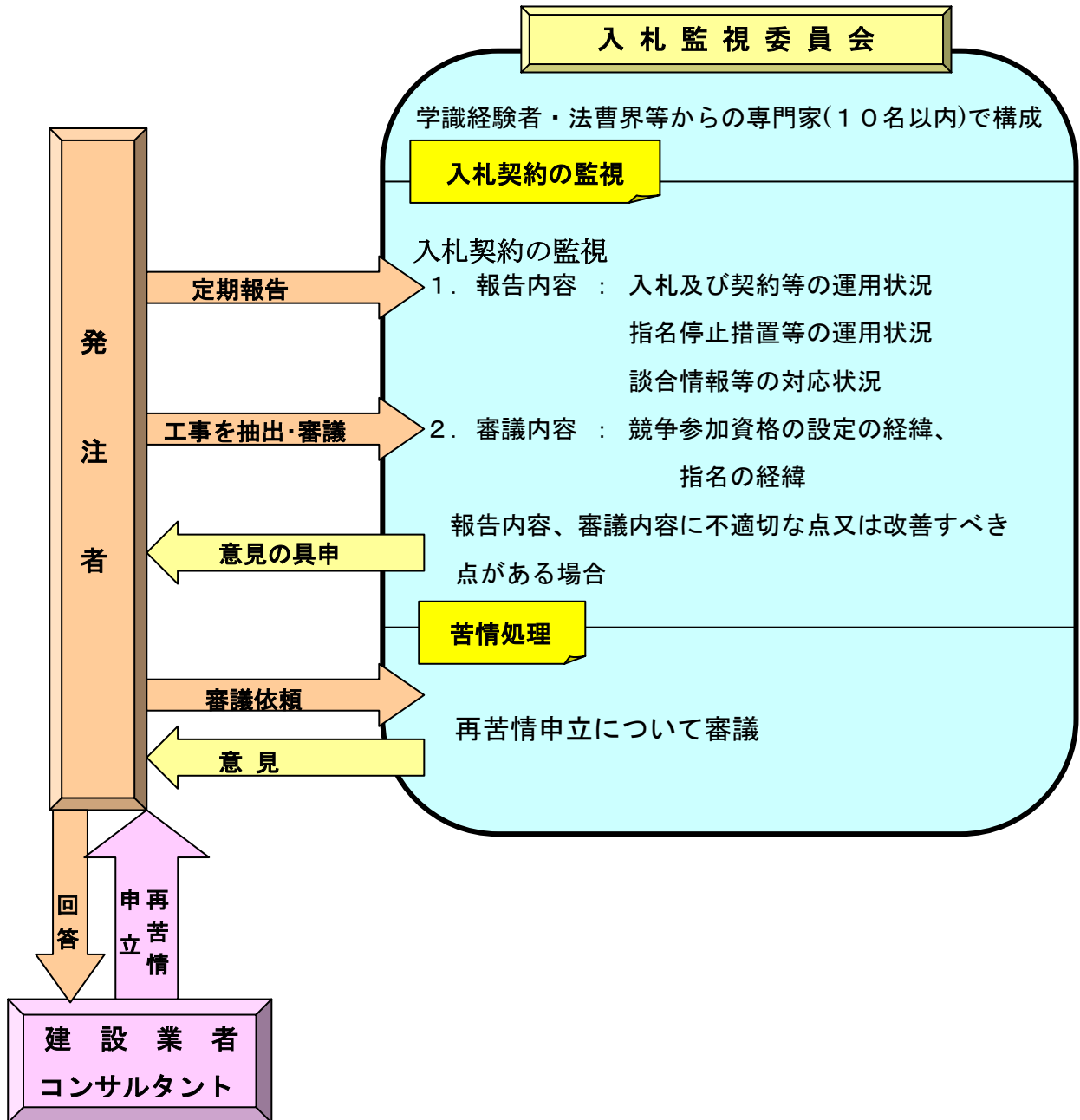
## 申立ての対象

- (1) 入札及び契約の過程に関する苦情  
非指名理由  
総合評価方式による非落札理由  
随意契約方式における契約の相手方としての非選定理由 等  
ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が250万円を超えないものを除く。  
政府調達に関する協定対象工事については、政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われる。
- (2) 工事成績に関する苦情  
成績評価の結果

## 再苦情への対応



# 国土交通省における入札監視委員会の概要



# 公共工事の品質確保に関する状況調査結果について（速報値）

平成18年1月

- 総合評価方式を行う際の学識経験者の意見の聴取方法について（複数回答可）

		自機関のみで意見を聞く会議等の場を設置		他機関と共同で意見を聞く会議等の場を設置		既存の会議等に学識経験者を加えている	
国		3	37.5%	0	0.0%	1	12.5%
特殊法人等		22	40.7%	3	5.6%	4	7.4%
地方公共団体	都道府県	13	59.1%	0	0.0%	2	9.1%
	指定都市	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	市区町村	13	33.3%	1	2.6%	3	7.7%
	小計	28	44.4%	1	1.6%	5	7.9%
計		53	42.4%	4	3.2%	10	8.0%

		会議等ではなく個別で意見を聞いている		総合評価方式を実施しているが意見は聴取していない	
国		1	12.5%	3	37.5%
特殊法人等		3	5.6%	22	40.7%
地方公共団体	都道府県	7	31.8%	0	0.0%
	指定都市	0	0.0%	0	0.0%
	市区町村	6	15.4%	16	41.0%
	小計	13	20.6%	16	25.4%
計		17	13.6%	41	32.8%

※ 総合評価方式を実施していない団体は除く。

# 入札契約適正化法の措置状況調査結果について（速報値）

平成18年1月

○入札・契約の過程、内容について意見具申等を行う第三者機関等の設置状況について（指針第2第1項(1)へ、指針第2第2項(2)）

## ① 第三者機関等の設置状況について

		設置済み		設置予定		未設置	
		16.3.31	17.10.1	16.3.31	17.10.1	16.3.31	17.10.1
国		10 55.6%	10 55.6%	2 11.1%	2 11.1%	6 33.3%	6 33.3%
特殊法人等		21 56.8%	117 88.0%	9 24.3%	3 2.3%	7 18.9%	13 9.8%
地方公共団体	都道府県	47 100.0%	47 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	指定都市	13 100.0%	14 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	市区町村	134 4.3%	130 5.8%	152 4.8%	87 3.9%	2856 90.9%	2008 90.2%
	小計	194 6.1%	191 8.4%	152 4.7%	87 3.8%	2856 89.2%	2008 87.8%
計	225 6.9%	318 13.0%	163 5.0%	92 3.8%	2869 88.1%	2027 83.2%	

## ② 第三者機関等の設置運営要領の公表について

		公表済み		公表予定		未公表	
		16.3.31	17.10.1	16.3.31	17.10.1	16.3.31	17.10.1
国		9 81.8%	10 90.9%	2 18.2%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%
特殊法人等		19 65.5%	111 92.5%	8 27.6%	3 2.5%	2 6.9%	6 5.0%
地方公共団体	都道府県	44 93.6%	45 95.7%	1 2.1%	0 0.0%	2 4.3%	2 4.3%
	指定都市	11 84.6%	13 92.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%	1 7.1%
	市区町村	97 49.7%	111 70.3%	46 23.6%	29 18.4%	52 26.7%	18 11.4%
	小計	152 59.6%	169 77.2%	47 18.4%	29 13.2%	56 22.0%	21 9.6%
計	180 61.0%	290 82.9%	57 19.3%	33 9.4%	58 19.7%	27 7.7%	

※1 設置運営の公表については、他の発注主体の第三者機関への委任や既存の組織等の活用を行っている場合、その設置・運営要領や権限・所掌範囲の規定の公表を含む。

※2 「未公表」には、未策定を含む。

※3 第三者機関等を未設置の発注者を除く。

○苦情処理方策の策定について（指針第2第1項(1)ト、指針第2第2項(2)）

		策定済み		未策定	
		16.3.31	17.10.1	16.3.31	17.10.1
国		12 66.7%	12 66.7%	6 33.3%	6 33.3%
特殊法人等		33 89.2%	121 91.0%	4 10.8%	12 9.0%
地方公共団体	都道府県	42 89.4%	42 89.4%	5 10.6%	5 10.6%
	指定都市	12 92.3%	13 92.9%	1 7.7%	1 7.1%
	市区町村	255 8.1%	197 8.9%	2887 91.9%	2028 91.1%
	小計	309 9.7%	252 11.0%	2893 90.3%	2034 89.0%
計	354 10.9%	385 15.8%	2903 89.1%	2052 84.2%	